

食品安全委員会（第 9 3 4 回会合）議事概要

日 時：令和 6 年 3 月 1 9 日（火） 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 2 0

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか 6 名出席

傍聴者：一般 1 7 名

- （１）食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・生活衛生等関係行政の移管に伴う食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定により定めた基準等の改正

→厚生労働省から説明。

本件については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理のための改正であることから、これらの改正によって人の健康に影響を及ぼすものではなく、食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するとして、手続きを進めることとなった。

- （２）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「メチルセルロース」並びに「カルボキシメチルセルロースカルシウム」、「カルボキシメチルセルロースナトリウム」及び「デンプングリコール酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、「メチルセルロースが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量を特定する必要はない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・添加物「メチルセルロース」の使用基準の改正に伴い、添加物「カルボキシメチルセルロースカルシウム」、「カルボキシメチルセルロースナトリウム」及び「デンプングリコール酸ナトリウム」の併用に係る使用基準改正について

→厚生労働省から説明。

本件については、メチルセルロースの使用基準の改正に伴う、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム及びデンプングリコール酸ナトリウムとの併用に係る使用基準の改正であるが、メチルセルロースとこれら３品目の併用は一般的ではなく、本改正による使用への影響は実質的に無視できることから、本改正による人の健康に及ぼす影響は変わることはなく、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨を厚生労働大臣に通知することとなった。

- ・令和 6 年 1 月 30 日の第 927 回「食品安全委員会」会合における食品健康影響評価の結果を受けた、メチルセルロースに類似した添加物である「加工デンプン」についての厚生労働省の対応について

→厚生労働省から報告。

- ・食品衛生法第 13 条第 3 項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「メチオニン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第四以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「メチオニンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なう恐れがないことが明らかであると考えられる」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（３）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「フェンプロピジン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、
「フェンプロピジンの許容一日摂取量を 0.016 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量を 3.5 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量を 0.1 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「ホスチアゼート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、

「ホスチアゼートの許容一日摂取量を 0.002 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量を 0.007 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量を 0.002 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(5) 令和6年度食品安全委員会運営計画（案）について

→事務局から報告。

本件については、案のとおり決定された。